

～相続手続きのご案内・ご提出いただく書類～

～相続手続きのご案内～

※永らくのお取引をいただき誠にありがとうございました。謹んでお悔やみ申し上げます。

被相続人（なくなられた方）様のお取引には相続が発生し、当行のご預金等は所定の手続き完了後、相続人様へ払戻、または名義変更を致します。手続きに必要な書類等のご用意をお願いいたします。またご不明な点がございましたらご遠慮なく担当者にお尋ねください。

相続手続きが完了するまでのお取引について

1. 相続手続きが完了するまで、被相続人（なくなられた方）様名義のご預金のお引出し、ご入金や、公共債・投資信託の換金等については、お取扱できません。なお、公共料金等の口座振替がある場合、解約・変更等のお手続きをお早めにお取りください。
2. 当行でお申し込んだ生命保険等がある場合は窓口にお申出ください。別途保険会社へお取次ぎいたします。
3. 当座預金取引がある場合は、解約させていただきます。  
 (1) 未使用の小切手・手形がある場合は、ご返却ください。  
 (2) 生前振出の小切手・手形がある場合は、窓口にお問い合わせください。
4. 残高証明書・取引明細の発行が必要な場合  
 相続人代表の方のご依頼により発行いたしますので、以下の書類をご準備ください。
  - 被相続人が亡くなったことが確認できる戸籍謄本
  - 相続人であることが確認できる戸籍謄本
  - 相続人の方の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
 なお、別途「残高証明依頼書」「取引明細作成依頼書」に署名、実印での捺印をお願いします。
5. 相続手続き完了前に預金等の一部支払いを希望される場合（ご葬儀費用等の支払い）は、窓口にお問い合わせください。

以上

※相続手続きには、遺言書がある場合や、遺産分割協議書がある場合等事例ごとに必要書類やお取扱いが異なりますので、ご了承ください。なお担当者に確認の上手続きに必要な書類等のご用意をお願いいたします。

1. 遺言書がない場合（○印のあるものは必ずご提出ください）

	ご提出書類	ご説明事項	発行先
○	相続依頼書 ※実印は鮮明に押印ください	・相続預金等の取扱い方法等を相続関係者によりお届けいただく書類です。 ・相続関係者の自署、実印での捺印をお願いします。 ※ 印鑑証明書の住所・氏名を記入し、実印は鮮明に押印ください。	銀行窓口
○	戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本等	・相続人を確認する為に、故人のお生まれの時から亡くなられた時まで続いている謄本をすべてご用意ください。なお相続人の方で結婚、養子縁組などで除籍されている方は、現在の戸籍謄本をご依頼する場合がございます。	本籍地住所の市町村役場
○	印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）	・署名・捺印された方全員の分をご提出ください。	現住所の市町村役場
	遺産分割協議書	・原本をご提出ください。当行で写しをとらせていただいた後、原本はご返却いたします。	—
	遺産分割調停調書または遺産分割審判書（確定証明書を添付）	〃	家庭裁判所
	住民票	・相続人に未成年者がいらっしゃる場合にご提出ください。	現住所の市町村役場
	その他（ ）		

※ご提出いただいた戸籍謄本等は一定期間保存後当行所定の方法で処分いたしますのでご了承ください。

2. 遺言書がある場合（上記書類のほかに次のものをご提出ください）

	遺言書・遺言書検認調書謄本	・原本をご提出ください。当行で写しをとらせていただいた後、原本はご返却いたします。	—
	公正証書遺言謄本	〃	—
	遺言執行者の指定または選任を証する書類（遺言執行者選任審判書謄本など）	〃	家庭裁判所
	その他（ ）		

3. ご持参いただくもの（○印のあるものは必ずご提出ください）

○	被相続人の預金通帳・証書・キャッシュカード	・お取引いただいていた全ての通帳・証書等が必要になります。 ・通帳等を紛失している場合、ご相談ください。	
	実印 ※名義変更の場合新届出印もご準備ください。	・相続依頼書に訂正がある場合、実印で訂正させていただく場合がございます。 ・名義変更を受ける場合、新名義人の方の届出印をご持参ください。	
	債券・受益証券の「取引残高報告書」	・債券・受益証券（投資信託）の番号等の確認をさせていただきます。	